

しゅうろうていちゃくしえんじぎょうしょ ジョイ トウ ワーク じゅうようじこうせつめいしょ
就 労 定 着 支 援 事 業 所 Joy to Work 重 要 事 項 説 明 書

1. 事業所経営法人の概要

名 称	社会福祉法人 福角会
法人所在地	愛媛県松山市福角 町 甲 1 8 2 9 番地
電 話 番 号	0 8 9 - 9 7 8 - 5 8 5 5
代表者氏名	理事長 山崎 隆

2. 事業所の概要

名 称	就 労 定 着 支 援 事 業 所 Joy to Work
施設所在地	愛媛県松山市権現町甲 1 4 1 番地
指定年月日	平成 3 0 年 8 月 1 日
事業所番号	3 8 1 0 1 0 4 5 2 5
管理者氏名	西山 裕一
サービス管理責任者	北尾 儀政
電 話 番 号	0 8 9 - 9 7 9 - 4 5 6 6
FAX番号	0 8 9 - 9 7 9 - 3 4 1 2
メー ル	matufuku@poem.ocn.ne.jp
運営方針	1) 利用者に対して、就労先での就労継続を図るために必要な雇用先の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に 行います。 2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って支援を提供します。 3) 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町、その他障害者支援施設、地域の保健医療サービス又は福祉サービスを 提供するものとの連携に努めます。
施設の種類	就 労 定 着 支 援 事 業
事業の目的	障害福祉サービスを利用して通常 事業所へ雇用された利用者に対して、当該雇用に伴い生 じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談等の実施、また、雇用先の事業主や障害福祉サービス事業者等との連絡調整及び連携を行い、利用者の職場への定着及び就労の継続を図る。
主たる対象者	知的障がい者
併設事業	施設入所支援・就労移行支援・生活介護・就労継続支援B型・共同生活援助事業
通常 事業の実施地域	松山市及びその周辺地域
営業日及び営業時間	営業日 ; 月曜日～金曜日 (ただし、利用者及び雇用先等の都合により土日等に振り替えて実施することがある。) 営業時間 ; 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分
サ ー ビ ス	サービス提供日 ; 月曜日～金曜日 (ただし、利用者及び雇用先等の都合によ

提供日及び サービス 提供時間	り土日等に振り替えて実施することがある。 サービス提供時間：午前9時～午後5時（ただし、左記以外の時間もサービスを提供することがある。）
第三者評価実施状況	実施状況：有 実施年月日：令和4年10月25日・26日 評価機関：愛媛県社会福祉協議会 結果の開示： 社会福祉法人福角会ホームページ (https://www.hukuzumikai.com) 愛媛県ホームページ WAMNETホームページ

3. 事業所の設備等の概要

①主な設備（㎡）

園長室	1室(24.14)	相談室2	1室(13.50)	多目的トイレ	1室(6.97)
男性化粧室・トイレ	1室(8.78)	女性化粧室・トイレ	1室(4.33)		

4. 従業員の配置状況

職種	常勤	非常勤	員数
管理者	1名	—	1名
サービス管理責任者	1名	—	1名
就労定着支援員	1名	—	1名

5. 主な職種の勤務体制

職種	主な勤務体制			
管理者	8：30～17：30			
サービス管理責任者	8：30～17：30			
就労定着支援員	通常	8：30～17：30	夜勤	14：00～翌10：00
	早出	① 6：00～15：00	遅出	① 10：00～19：00
		② 7：00～16：00		② 11：00～20：00
		③ 7：30～16：30		

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
対面による相談支援及び助言	つき1回以上、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、助言を対面により行います。
雇用先の事業主等、関係機関との連絡調整	つき1回以上、雇用先の事業主を訪問することにより、職場での状況を把握するよう努めます。
サービス利用中に離職する者への支援	サービス提供期間中に雇用された事業所を離職する利用者が他の通常の仕事への就職等を希望した場合、特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の障害福祉サービス事業者その他の関係者との

	れんらくちょうせい た べんぎ ていきょう おこな 連絡調整その他の便宜の提供を行います。
--	--

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の就労定着を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。また、必要に応じて随時「個別支援計画」の見直しを行います。

7. 利用料金

- 訓練等給付費対象サービス内容の料金
別表の通り
- 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

項 目	料 金
就労に向けての支援に必要な諸経費	実 費
故意破損弁償代	実費 各種保険加入者は保険補償範囲を超えた場合
コピー費用	一枚 10円
日常生活上必要となる諸費用	実 費

- 利用者負担の軽減について

〔利用者負担に関する月額上限〕

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下表のとおり月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

【別表1】

区 分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上限
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下である方	
低所得2	市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	
一般1	市町村民税課税世帯（20歳未満）	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯	37,200円

- 利用料金・費用のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金・費用は、当月末日精算し、ご請求いたしますので、翌々月10日払いです。（金融機関がお休みの場合は翌営業日）

＜支払い方法＞

- ・ご指定金融機関の口座から自動引落しでお願いします。
- ・施設指定の金融機関の口座に振込んでいただく場合

- 伊予銀行 堀江支店 普通預金 1106734
社会福祉法人 福角会 松山福祉園 理事長 山崎 隆
- 愛媛銀行 本店営業部 普通預金 0907339
社会福祉法人 福角会 松山福祉園 理事長 山崎 隆

8. 事故発生時等の緊急時の対応

事業所は、利用者に対する就労定着支援サービス中に事故が発生した場合は、市町及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

9. 要望・苦情等申立先並びに虐待防止に関する相談窓口及び身体拘束について

(1) 要望・苦情申立先

事業所は提供した就労定着支援に関する利用者及びその家族からのご要望・苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

① 事業所内の受付窓口

担当名	職名・役職名	氏名	住所	電話番号
受付担当	松山福祉園係長	今宿麻利恵	松山市権現町甲141	089-979-4566
第三者委員	福角会監事	川中国和	松山市北条辻637-11	089-993-3104
	福角会評議員選任・解任委員	萬喜志男	松山市福角町甲633-1	089-979-0805
解決責任者	松山福祉園園長	西山裕一	松山市権現町甲141	089-979-4566

② 行政等の受付機関

機関名	住所	電話番号
愛媛県 保健福祉部障がい福祉課	松山市一番町4-4-2	089-941-2111
松山市 福祉推進部障がい福祉課	松山市二番町4-7-2	089-948-6719
松山市 福祉推進部指導監査課	松山市二番町4-7-2	089-948-6079
愛媛県社会福祉協議会 運営適正化委員会	松山市持田町3-8-15	089-998-3477

(2) 虐待防止に関する窓口

事業所は就労定着支援の提供にあたり、従業員間相互において利用者に対して虐待、拘束等について防止します。また、事業所は利用者の権利・人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制を整え、虐待防止委員会を設置し従業員に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

① 事業所内の受付窓口

担当名	氏名	住所	電話番号
虐待防止責任者	佐藤 悠大	松山市権現町甲141	089-979-4566

① 行政等の受付機関

機 関 名	住 所	電話番号
愛媛県障がい者権利擁護センター (愛媛県障がい福祉課内)	まつやましいちばんちょう 松山市一番町 4-4-2	089-933-1577
松山市障がい者虐待防止センター (松山市障がい福祉課内)	まつやましにばんちょう 松山市二番町 4-7-2	089-948-6849
松山市福祉推進部指導監査課	まつやましにばんちょう 松山市二番町 4-7-2	089-948-6079

(3) 緊急やむを得ない身体拘束について

事業所は原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合等の利用者本人または他の利用者等の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、下記の項目すべてに該当していると判断した場合、緊急やむを得ず必要最小限の範囲内で身体拘束を行う場合があります。その場合、利用者・家族に対して説明し同意を得たうえで実施します。また、身体拘束等の対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する支援方法がない場合
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的である場合

身体拘束を行った場合、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、身体拘束その他の行動制限を早期解除することを目標に検討委員会を随時開催することをお約束します。なお、身体拘束等の適正化のための指針については、「社会福祉法人福角会人権侵害防止に関する規程」に記載の通りです。

10. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画により対応します。
防火管理責任者	高原 惇
避難訓練	消防法に定められた年2回以上の訓練を利用者参加の上実施
防災設備	消火器 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 消防機関へ通報する火災報知設備 誘導灯

11. 個人情報保護に関する相談の受付・記録及び情報管理について

担当名	氏 名	住 所	電話番号
個人情報保護管理者	西山 裕一	まつやましごんげんちょう 松山市権現町 甲141	089-979-4566

(1) 従業者は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報（利用者または家族の秘密など）について在職中のみならず退職後においても他にもりません。

(2) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応致します。また、記録及び情報

については契約の終了後5年間保管します。

*閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後5：00です。

(3) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意（「個人情報同意書」による）に基づき情報提供を致します。

(4) 実習生及びボランティアの受け入れ施設であるため、その期間中必要に応じ個人情報を提供することがあります。

12.衛生管理等、感染症対策について

感染症及び食中毒の予防又はまん延防止の対策のため、以下の措置を講じます。

- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催して、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。

13.業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため業務継続計画を策定して以下の措置を講じます。

- ① 従業者に対し、業務継続計画について周知し必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14.カスタマーハラスメントへの対応について

当事業所では、利用者及びご家族等からの暴言・暴力・威圧的言動・不当な要求等の「カスタマーハラスメント」に対しては、従業者の安全確保と適正なサービス提供のために、上記用に応じて対応・是正のお願いをさせて頂く場合がございます。

改善が見られない場合には、やむを得ずサービスの一時停止・契約解除を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

わたし ほんしょめん もと 私 は本書面に基^{もと}づいて、これから利用^{りよう}する就^{しゅうろう}労^{てい}定^{ちやく}着^{しえん}支援事業所^{じぎょうしょ}の重^{じゅうよう}要^{じこう}な事項^{じこう}について、説明^{せつめい}を行^{おこな}いました。

就^{しゅうろう}労^{てい}定^{ちやく}着^{しえん}支援事業所 Joy to Work

職^{しよくめい}名^{しめい} _____ 氏^{しめい}名^{しめい} _____

わたし ほんしょめん もと 私は、本書面に基^{もと}づいて事業所^{じぎょうしょ}から重^{じゅうよう}要^{じこう}事項^{じこう}の説明^{せつめい}を受け、就^{しゅうろう}労^{てい}定^{ちやく}着^{しえん}支援事業所^{じぎょうしょ} Joy to Work の重^{じゅうよう}要^{じこう}な事項^{じこう}に關^{かん}するサービ^{てい}ス^{きよう}の提^{てい}供^{きよう}及^{およ}び利^り用^{よう}の開^{かい}始^しに同^{どう}意^いしました。

れいわ 令和 ねん 年 がつ 月 にち 日

利用^{りよう}者^{しゃ}
住^{じゅう} 所^{しょ} _____

氏^し 名^{めい} _____ 印^{いん}

立^{たち}会^{あい}人^{にん}
住^{じゅう} 所^{しょ} _____

氏^し 名^{めい} _____ 印^{いん}

利用^{りよう}者^{しゃ}と^{かんけい}の關係^{けい} (_____)

(1) 訓練等介護給付費サービス内容

訓練等介護給付によるサービスを提供した際は、事業者の訓練等給付費の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払いいただきます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

1) 基本的なサービス利用料金（訓練等給付費）（1日あたり）

A. ご利用者の障害支援区分	全区分共通（非該当も含む）
B. 報酬単価（単位：1単位10円）	1690単位
C. サービス利用料金	16,900円
D. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	15,210円
サービス利用に係る自己負担額〔C－D〕（介護給付費の定率負担）	1,690円

※就労定着率5割以上7割未満

※サービス利用に係る自己負担額については別表1に該当する場合、月あたりの負担額が無料となります。

2) 特別な支援に伴う利用料金

前項の基本的なサービス利用料金以外に、次の特別な支援を行う場合は、ご利用されるサービス毎に利用者負担金が必要になります。

【就労定着実績体制加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	3000円（300単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	370円
3. 自己負担額（1－2）	30円

【地域連携実施加算加算Ⅰ】

1. サービス利用料金（単位）／日	5790円（579単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	5211円
3. 自己負担額（1－2）	579円

【地域連携実施加算加算Ⅱ】

1. サービス利用料金（単位）／日	4050円（405単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	3645円
3. 自己負担額（1－2）	405円